

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

食は、生きる源であり、健康な心身と豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けてくれるとともに、私たちに様々な楽しみや喜びを与えてくれます。

今日、我が国は、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、食生活をはじめとした日々の生活や経済活動などのあらゆる面において、「利便性」や「効率性」が追求され、食べたいものを、いつでも、どこでも食べられる「便利で豊かな社会」になりました。

しかし、一方では栄養の偏りや食生活の乱れに起因する肥満、生活習慣病の増加、子どもの孤食や朝食の欠食の増加などの問題が見受けられ、また、牛海綿状脳症（BSE）の発生や食品の偽装表示問題などが生じる中で、健康や食の安全・安心に対する消費者の関心は一層高まっています。

さらには、社会経済や食生活の変化に伴い、輸入農産物が増加し、我が国の食糧自給率が低迷する中で、食品廃棄や食料資源のロス、日本型食生活や地域における食文化の衰退などの問題が生じています。

このような中、平成 17 年 6 月、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、食育を総合的かつ計画的に推進する。」ことを目的として食育基本法が制定されました。

この中で「食育」は次のように説明されています。

「食育」とは

生きる上での基本であって、「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるべきもの。

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

「食育」という考え方は、明治時代において既に存在しており、新しい概念ではありません。近年の食を巡る様々な状況にあって、より広い観点から食育を推進することが求められています。

食育基本法では、食育を国民運動として推進していくため、国民の自発的な運動の展開と、教育や農林漁業、食品関連産業など関係者等の協力が期待されており、市町村に対しては、国や都道府県と連携を図りながら、国の食育推進基本計画を基本とし、その地域の特性を生かした自主的な施策を策定し、食育を推進していくことが求められています。

(2) 本市における計画策定の目的

本市は、米や野菜をはじめとした農産物の主要な生産地であり、これを背景に食料品製造業が発展するとともに、^{きた}北北海道の食の流通拠点としても知られる食環境に恵まれたまちです。

また、「食育」に関しては、これまでも、健康づくりや食の安全、食料生産などそれぞれの分野で取り組まれており、市民レベルでも農業者との交流などを通じて様々な活動が展開されてきました。

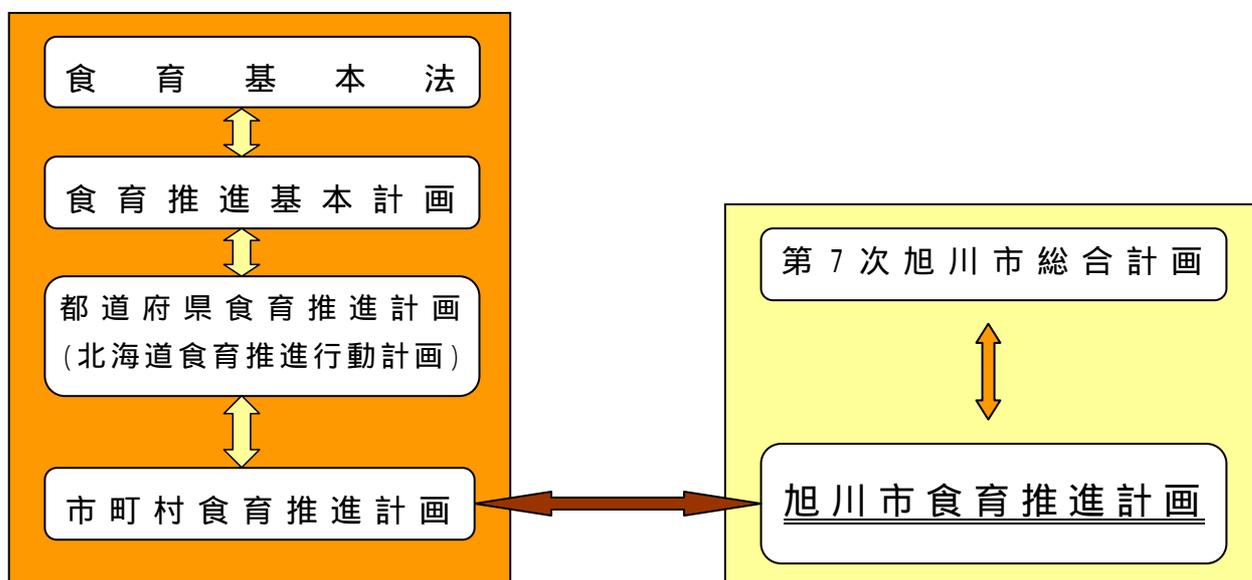
しかし、本市においても、ライフスタイルや食生活を取り巻く環境が大きく変化しており、食を巡って様々な問題が生じています。

このため、今後は、本市の地域特性と様々な資源を有効に活用しながら、農業や食品産業、消費者団体など食にかかわる多様な関係者が一層連携を深め、食育を推進していくことが重要です。

市民が生涯にわたって健康で豊かな生活を送ることができるよう、食育を市民運動として総合的、計画的に推進していくために本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけるとともに、上位計画である「第7次旭川市総合計画」や関連する計画と整合性を図りつつ、食育を具体的に推進するための行動計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度（2007年度）から平成23年度（2011年度）までの5年間とします。

なお、社会情勢の大きな変化等によって、見直しが必要になった場合には随時に見直しを行います。